

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

新潟国民年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から45年10月まで

私の母は、私が20歳になった時にA村役場(当時)の徴収員から国民年金の加入を勧められ、村役場で私の加入手続を行ってくれた。

加入後は、徴収員が1、2か月ごとに自宅を訪れ、母が家族の分と一緒に私の国民年金保険料を納めてくれていたはずである。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳の時に、母親が加入手続を行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、昭和45年11月に払い出されたことが確認できること、特殊台帳、A村役場及びB町役場(当時)作成の国民年金被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得日はいずれも45年11月1日とされており、オンライン記録と一致していること、手帳記号番号払出簿の縦覧調査によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から52年3月まで
私の母は、昭和54年2月頃にA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、20歳以降の国民年金保険料を遡って一括して納付してくれた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、一括して納付したとする保険料額を覚えていないとしている。

また、申立人の母親は、昭和54年2月頃に申立人が20歳の時からの保険料をA市役所国民年金課の窓口で一括して納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、54年2月13日に払い出されたことが確認できるが、市役所の窓口では、過年度保険料及び特例納付保険料を納付することができないこと、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から49年3月まで

私の義父は、私の国民年金の加入手続をし、20歳からの国民年金保険料を自治会を通じて毎月納付してくれていたはずであり、そのことを生前何度も聞かされたことがある。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和49年6月29日に払い出されたことが確認でき、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となることから、自治会で納付することはできず、申立人は、義父から自治会以外で保険料を納付したと聞いた覚えはないとしていること、申立人と同様に義父が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする申立人の夫の手帳記号番号は、夫が23歳の時に払い出されているが、当該払出時点で納付可能な過年度保険料は未納であること、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いことなど、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。